

広島市告示第343号
令和8年7月6日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 船越南商業施設
 - (2) 所在地 広島市安芸区船越南二丁目1918-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者
大和リース株式会社
代表取締役 北 哲弥
大阪市中央区北浜四丁目1番1号淀屋橋ゲートタワー25階
- 3 変更事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名
(変更前) 大和リース株式会社
代表取締役 北 哲弥
大阪市中央区農人橋二丁目1番36号
(変更後) 大和リース株式会社
代表取締役 北 哲弥
大阪市中央区北浜四丁目1番1号淀屋橋ゲートタワー25階
- 4 変更年月日
令8年5月11日
- 5 届出年月日
令和8年7月2日
- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課
 - (2) 広島市安芸区船越南三丁目4番36号
広島市安芸区市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和8年7月6日から同年11月6日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和8年11月6日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課